

# 第2部

## 現下の政策課題への 対応

※第2部は、おおむね2013（平成25）年6月末までの動きについて記述している。

# 第1章 子どもを産み育てやすい環境づくり

## 第1節 少子社会の現状

我が国の合計特殊出生率は、2005（平成17）年には1.26と過去最低を更新した。

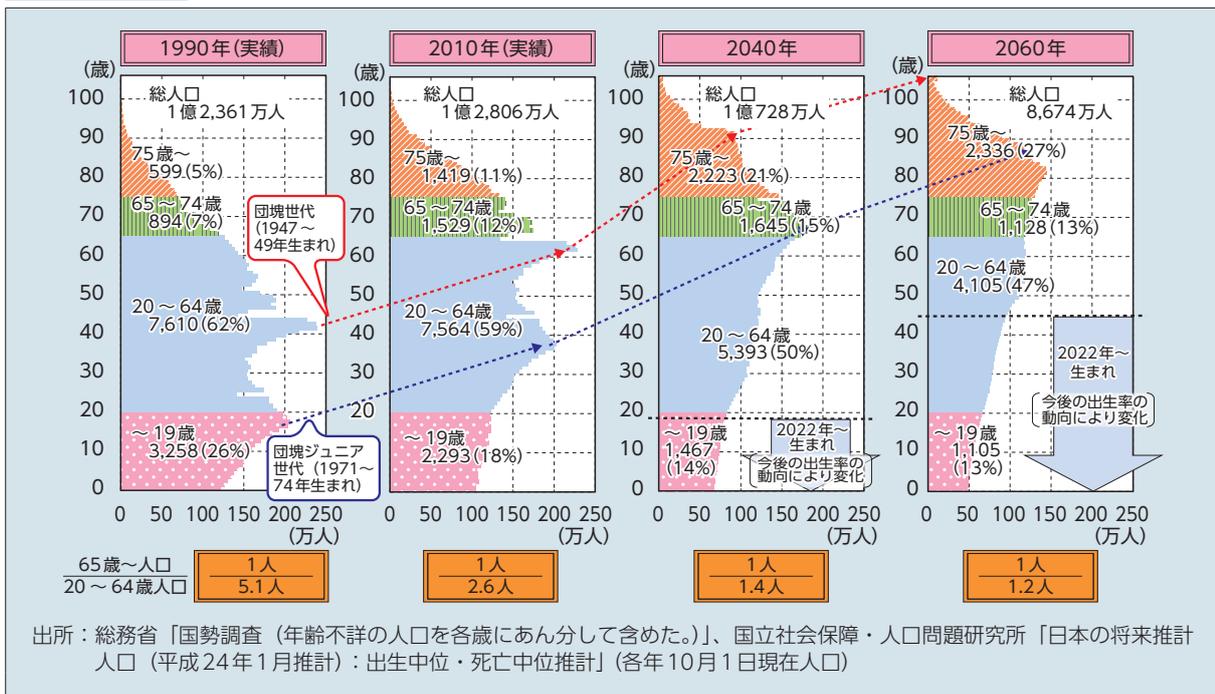
2006（平成18）年以降の合計特殊出生率は、横ばいもしくは微増傾向だが、2012（平成24）年も1.41と依然として低い水準にあり、長期的な少子化の傾向が継続している。

また、2012（平成24）年に発表された国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成24年1月推計）」によると、現在の傾向が続けば、2060（平成72）年には、我が国の人口は8,674万人となり、1年間に生まれる子どもの数が現在の半分以下の50万人を割り、高齢化率は約40%に達するという厳しい見通しが示されている（**図表1-1-1**）。

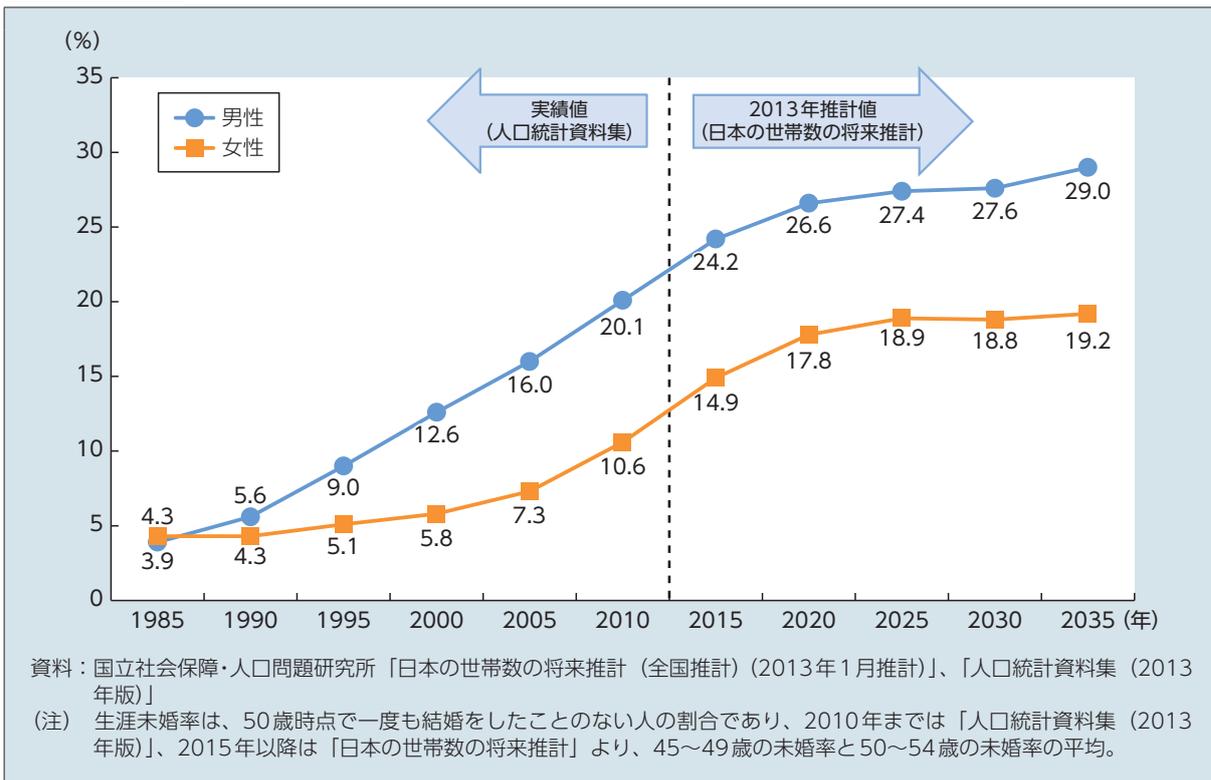
さらに、ライフスタイルが従来とは異なるものになってきている。例えば、2030（平成42）年には生涯未婚率が男性で約28%、女性では約19%になるものと見込まれている（**図表1-1-2**）ほか、共働き世帯と専業主婦世帯（男性雇用者と無業の妻からなる世帯）とを比べると、1997（平成9）年には既に前者の数が後者の数を上回っている状況にも配慮する必要がある（**図表1-1-3**）。

こうした状況に加え、多くの国民が結婚したい、子どもを生み育てたい、結婚しても子どもを持って働きたいと希望しているにもかかわらず、その希望がかなえられず、結果として少子化が進んでしまっているものと考えられることなどから、国民が希望する結婚や出産を実現できる環境を整備することが重要となる。

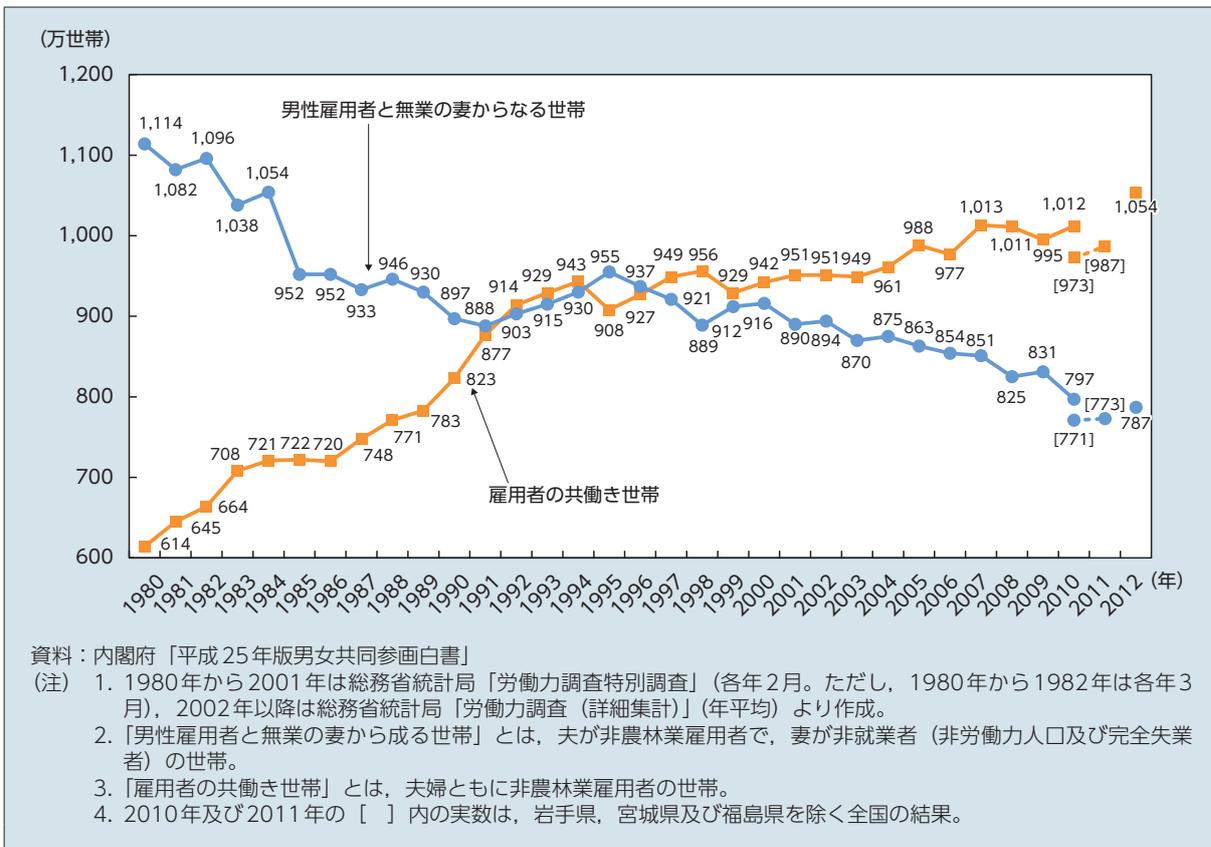
**図表1-1-1 人口ピラミッドの変化（1990、2010、2040、2060）－平成24年中位推計－**



図表 1-1-2 生涯未婚率の推移



図表 1-1-3 共働き等世帯数の推移



## 第2節 総合的な子育て支援の推進

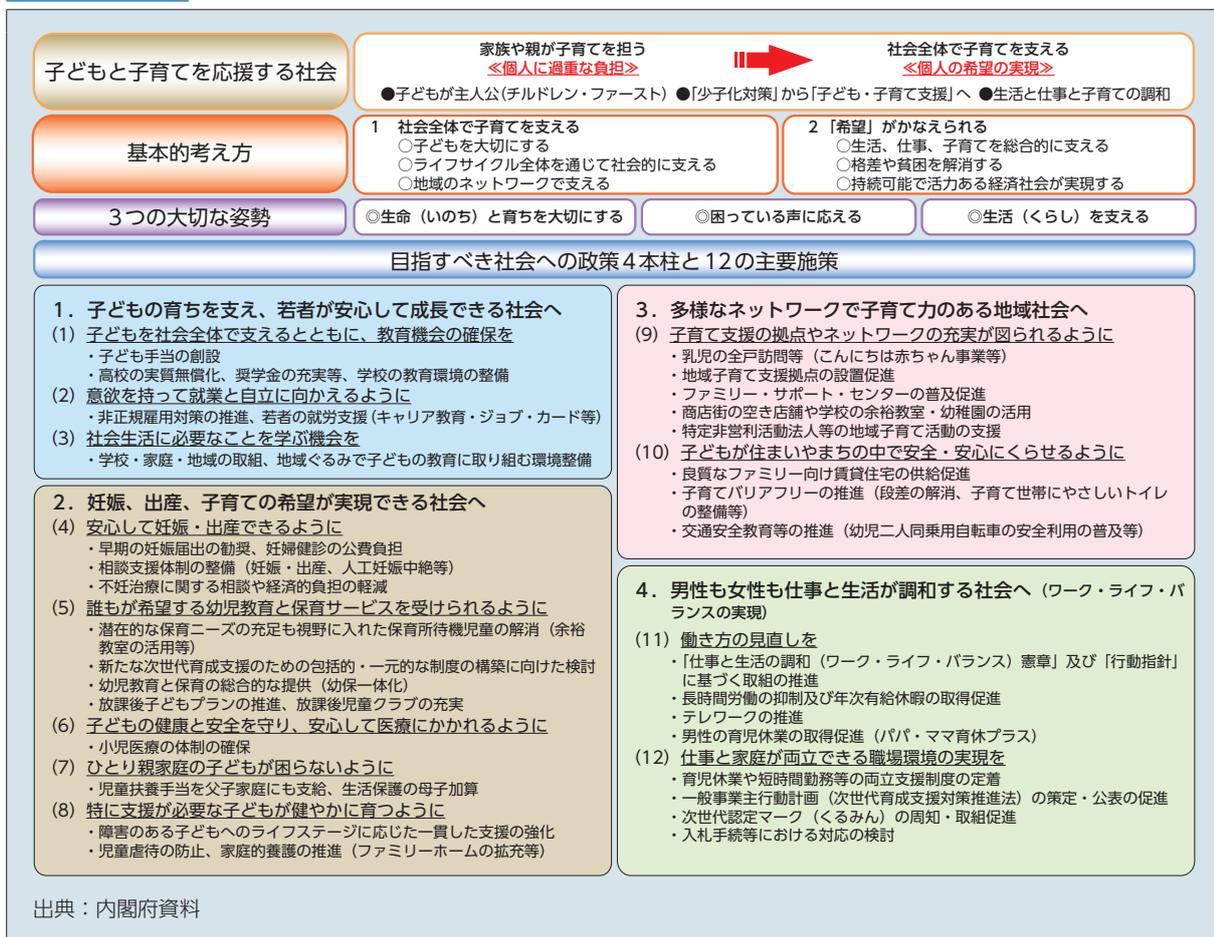
### 1 子ども・子育て支援新制度

子どもと子育てを応援する社会の実現に向けて、2010（平成22）年度から2014（平成26）年度までの5年間で目指すべき施策内容と数値目標を盛り込んだ、少子化社会対策基本法に基づく少子化社会対策大綱（「子ども・子育てビジョン」（図表1-2-1、図表1-2-2））を策定し（平成22年1月29日閣議決定）、総合的な子育て支援を推進している。

社会保障・税一体改革においては、社会保障に要する費用の主な財源となる消費税の充当が、現在の高齢者向けの3経費（基礎年金、老人医療、介護）から、子育てを含む社会保障4経費（年金、医療、介護、子育て）に拡大されることとなった。

この子育て分野の受け皿となる、新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な制度の構築については、子ども・子育てビジョンにおいても検討することとされ、政府法案を2012（平成24）年通常国会に提出した。その後、国会の審議過程で認定こども園制度の改善など、修正等がなされ、同年8月10日、子ども・子育て関連三法（「子ども・子育て支援法」、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に

図表1-2-1 少子化社会対策基本法第七条に基づく大綱（「子ども・子育てビジョン」（2010年1月29日閣議決定））



出典：内閣府資料

図表 1-2-2 主な数値目標等

<p>安心できる妊娠と出産</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○NICU(新生児集中治療管理室)病床数(出生1万人当たり)</li> <li>○不妊専門相談センター</li> </ul>	<p>[現状]</p> <p>21.2床 55都道府県市</p>	<p>[2014年度目標値]</p> <p>⇒ 25～30床 ⇒ 全都道府県・指定都市・中核市</p>
<p>潜在的な保育ニーズにも対応した保育所待機児童の解消</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○平日昼間の保育サービス(認可保育所等) (3歳未満児の保育サービス利用率)</li> <li>○延長等の保育サービス</li> <li>○病児・病後児保育(延べ日数)</li> <li>○認定こども園</li> <li>○放課後児童クラブ</li> </ul>	<p>[現状]</p> <p>215万人 (75万人(24%)) 79万人 31万日 358か所 81万人</p>	<p>[2014年度目標値]</p> <p>⇒ 241万人 (102万人(35%)) ⇒ 96万人 ⇒ 200万日 ⇒ 2,000か所以上(H24) ⇒ 111万人</p>
<p>社会的養護の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○里親等委託率</li> <li>○児童養護施設等における小規模グループケア</li> </ul>	<p>[現状]</p> <p>10.4% 446か所</p>	<p>[2014年度目標値]</p> <p>⇒ 16% ⇒ 800か所</p>
<p>地域の子育て力の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○地域子育て支援拠点事業</li> <li>○ファミリー・サポート・センター事業</li> <li>○一時預かり事業(延べ日数)</li> <li>○商店街の空き店舗の活用による子育て支援</li> </ul>	<p>[現状]</p> <p>7,100か所 (市町村単独分含む) 570市町村 348万日 49か所</p>	<p>[2014年度目標値]</p> <p>⇒ 10,000か所 ⇒ 950市町村 ⇒ 3,952万日 ⇒ 100か所</p>
<p>男性の育児参加の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○週労働時間60時間以上の雇用者の割合</li> <li>○男性の育児休業取得率</li> <li>○6歳未満の子どもをもつ男性の育児・家事関連時間(1日当たり)</li> </ul>	<p>[現状]</p> <p>10% 1.23% 60分</p>	<p>[2014年度目標値]</p> <p>⇒ 半減(H29) *参考指標 ⇒ 10%(H29) *参考指標 ⇒ 2時間30分(H29) *参考指標</p>
<p>子育てしやすい働き方と企業の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○第1子出産前後の女性の継続就業率</li> <li>○次世代認定マーク(くるみん)取得企業数</li> </ul>	<p>[現状]</p> <p>38% 652企業</p>	<p>[2014年度目標値]</p> <p>⇒ 55%(H29) *参考指標 ⇒ 2,000企業</p>

(注) 上の表中、ビジョン策定時に得られた最新の数値を「現状」として記載。

関する法律)が成立し、同月22日に公布された。

子ども・子育て関連三法に基づく新たな子ども・子育て支援制度では、「保護者が子育てについての第一義的責任を有する」という基本的な認識のもとに、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進することとしている。具体的には、①認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付(「施設型給付」)及び小規模保育等への給付(「地域型保育給付」)の創設、②認定こども園制度の改善、③地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実を図ることとしている。実施主体は基礎自治体である市町村であり、地域の実情等に応じて幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援に必要な給付・事業を計画的に実施していくこととしている。

## 2 すべての子育て家庭への支援

少子化や核家族化の進行、地域のつながりの希薄化など、社会環境が変化する中で、身近な地域に相談できる相手がいないなど、子育てが孤立化することにより、その負担感が増大している。

このようなことから、身近な場所に子育て親子が気軽に集まって相談や交流を行う「地域子育て支援拠点事業」の設置を促進している。これについては、①子育て親子の交流の場の提供と交流の促進、②子育て等に関する相談・援助の実施、③地域の子育て関連情報の提供、④子育て及び子育て支援に関する講習を基本事業に位置付けている。

この度、従来の子育て支援拠点事業の3類型（ひろば型、センター型、児童館型）を再編し、公共施設の空きスペースや商店街の空き店舗、公民館等において、前述の基本事業を実施する「一般型」、一般型の事業に加えて、子育て親子が子育て支援に関する給付・事業の中から適切な選択ができるよう、地域の身近な立場から情報の集約、提供を行う利用者支援や、親子の育ちを支援する世代間交流や訪問支援、地域ボランティアとの協働による支援などの地域支援を実施する「地域機能強化型」、児童福祉施設等において子育て中の当事者をスタッフとして交えて基本事業を実施する「連携型」の類型により、子ども・子育て新制度への円滑な施行に向けた事業展開を図る。

このような地域の子育て支援の拠点については、量的な拡充とともに、当事者自身が共に支え合い、情報交換をし、学び合う地域子育て支援活動の原点に根ざした活動を広げていくことが重要な課題である。このような認識から、「NPO法人子育てひろば全国連絡協議会」が組織され、子育て支援者の資質向上に向けて、各種セミナーや研修会の開催などを行っている。

また、地域の子育て支援機能の強化を図っている。具体的には、①保護者の通院や社会参加活動を可能にし、育児に伴う心理的・身体的負担を軽減するため、保育所や駅前など利便性の高い場所で就学前の児童を一時的に預かる「一時預かり事業」、②生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握、育児に関する不安や悩みの相談等の援助を行う「乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）」、③養育支援が特に必要であると判断される家庭に対して、保健師・助産師・保育士等が居宅を訪問し、養育に関する相談に応じ、養育能力を向上させるための指導、助言等を行う「養育支援訪問事業」、④乳幼児や小学生等の児童を持つ子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動を行う「ファミリー・サポート・センター事業」、⑤児童養護施設等において親の残業や病気などの際にその家庭の児童を預かる「子育て短期支援事業」等を展開している。

### 第3節 待機児童の解消などに向けた取組み

#### 1 待機児童解消に向けた保育の充実と総合的な放課後児童対策の推進

保育所への入所を希望しながら保育所に入所することができない「待機児童」を解消するため、2002（平成14）年度からの「待機児童ゼロ作戦」等に基づき、保育所の受入れ人数を上げる等の取組みを進めてきた。

しかし、都市部を中心として、依然として待機児童が多く生じており、その数は2012（平成24）年4月現在、約2万4,800人となり、2年連続で減少したものの、依然として多くの子どもの受け入れ先が不足している。喫緊の課題である待機児童の解消に当たっては、子ども・子育て支援新制度による対応を含め、2017（平成29）年度末までに、44%に達する3歳未満児に関する滞在需要も含めた待機児童解消を図っていくことにしている。

この目標を達成するため、2013（平成25）年度予算において、保育所の定員を約7万

人増加するための保育所運営費を確保し、保育の量的拡充などを図ることとしている。

また、2008（平成20）年度第2次補正予算において都道府県に創設した「安心こども基金」について2012年度予備費を活用し保育所整備などについて積み増し、事業実施期限を2013年度末まで延長した。さらに、2012年度補正予算において保育や地域の子育て支援の充実等についても積み増しと事業延長を行い、喫緊の課題である保育士の人材確保のため、①保育士養成施設新規卒業者の確保と保育士の就業継続を支援する各種研修等への助成、②潜在保育士の就職等を支援する「保育士・保育所支援センター」の設置、③認可外保育施設の保育従事者の保育士資格取得支援、④保育士養成施設入学者に対する修学資金貸付、⑤保育士の処遇改善等、従来より一層踏み込んだ取組を推進していくこととしている。

さらに、2013年4月、「待機児童解消加速化プラン」を策定し、2015（平成27）年度を予定している子ども・子育て支援新制度の施行を待たずに待機児童解消に意欲的に取組む地方自治体に対してはその取組みを全面的に支援することとしている。

このプランでは、2013、2014（平成26）年度を「緊急集中取組期間」とし、2年間で約20万人分の保育の受け皿の確保を目指し、子ども・子育て支援新制度がスタート予定の2015年度から2017年度までを「取組加速期間」とし、保育ニーズのピークを迎える2017年度末までに、潜在的な保育ニーズも含め、「緊急集中取組期間」の取組みと合わせて約40万人分の保育の受け皿を確保し、待機児童の解消を目指すこととしている。

中でも、2013、2014年度の「緊急集中取組期間」では、緊急プロジェクトとして5本の柱からなる支援パッケージにより、意欲のある地方自治体を強力に支援する。

（支援パッケージ～5本の柱～）

- ①賃貸方式や国有地も活用した保育所整備（「ハコ」）
- ②保育の量拡大を支える保育士確保（「ヒト」）
- ③小規模保育事業など新制度の先取り
- ④認可を目指す認可外保育施設への支援
- ⑤事業所内保育施設への支援

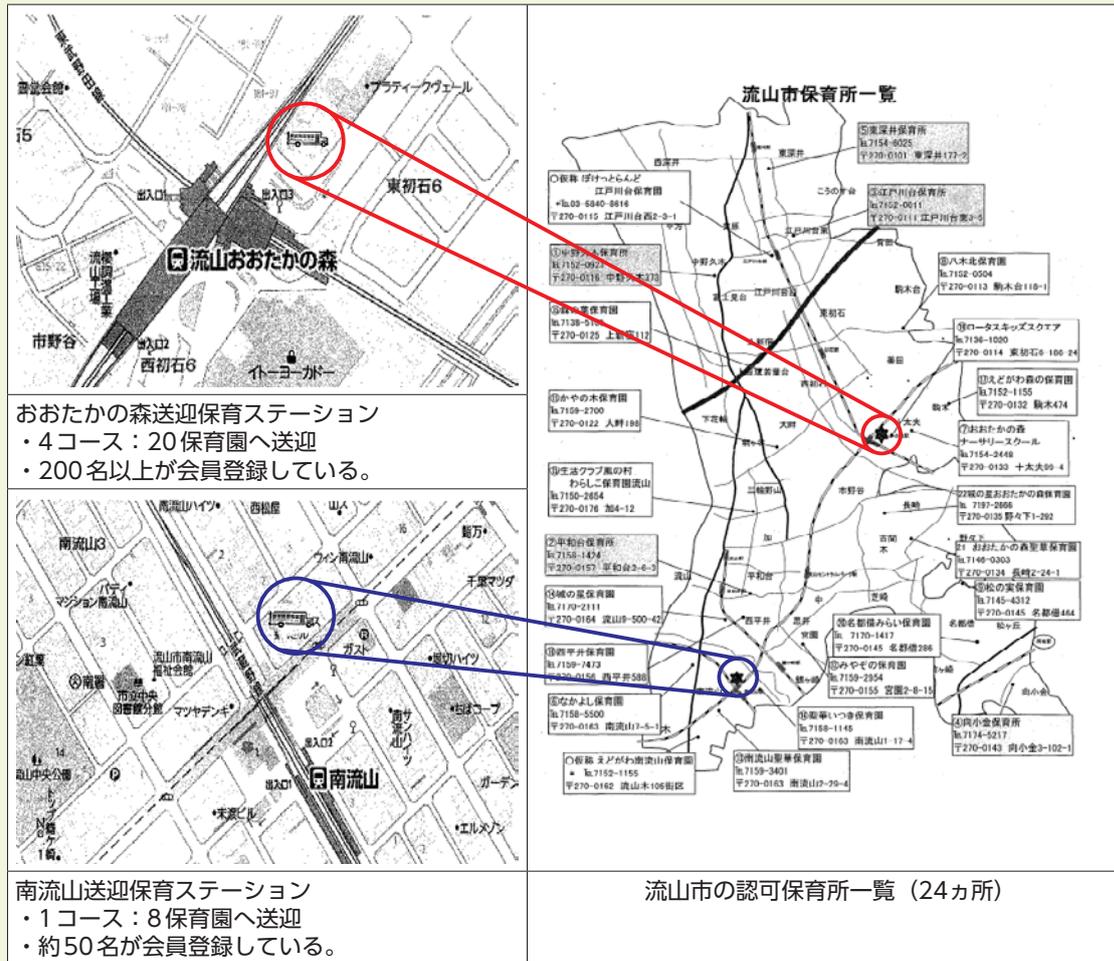
また、共働き家庭など留守家庭における小学生の児童に対しては、学校の余裕教室等を活用し、放課後に適切な遊びと生活の場を与えて、その健全な育成を図ることを目的とする放課後児童クラブを実施している。2012年5月1日時点では、放課後児童クラブ数は全国で2万1,085か所、登録児童数は85万1,949人になっている。今後とも、保育所の利用者が就学後に引き続き放課後児童クラブを利用できるよう、「子ども・子育てビジョン」に掲げる数値目標（放課後児童クラブの利用児童数を2014（平成26）年度末までに111万人にする目標）の達成などに向けて、取り組んでいくことにしている。また、地域社会の中で、放課後等に子どもたちの安全で健やかな居場所づくりを推進するため、2007（平成19）年度から、文部科学省の「放課後子ども教室」と連携した総合的な放課後対策として「放課後子どもプラン」を推進している。

## コラム 送迎保育ステーションについて

2005（平成17）年8月24日につくばエクスプレス（TX）が開業し、千葉県の北西部＝首都圏北東部に位置する流山市は、東京都心（秋葉原）と約25分で結ばれるようになった。新線沿線ではマンションや宅地の分譲開発が盛んに行われ、TXの駅周辺にはマンションが立ち並び、若い子育て夫婦が増え

た。しかし、既存の保育園は、流山市の各所に点在し、新しいTXの駅付近には殆ど無い。このミスマッチを解消するため、流山市では、送迎保育ステーションを流山おおたかの森駅と南流山駅に設置し、TX周辺の乳幼児を、市内各保育園で受け入れている。

図1. 送迎保育ステーションと保育園の位置



但し、両ステーションの成り立ちは相当異なる。2007（平成19）年7月1日に開設した「おたかの森」は、謂わば、ゼロから作り上げた理想型の送迎保育ステーションである。TXが開業する前年の2006（平成16）年度から、市の保育担当部署で送迎保育ステーションのモデル作りを始めた。当初から、市が送迎保育ステーションの運営を委託している社会福祉法人高砂福祉会や、デベロッパーの独立行政法人都市再生機構（UR

都市機構）等の協力を受け、新築ビルの1画に収めることに成功した。ビルの1階に銀行やお店、2階に江戸川大学のサテライトと飲食店、3階に民間企業の本社、4階に「おたかの森」やクリニック、5～7階にキッツスポーツスクエアと、子ども達が立てる騒音の影響を考慮した階層配置になっている。（現在は、3階の一部も借り上げ、合計約800m<sup>2</sup>使用している。）ステーションは、0歳児エリア、1～2歳児エリア、おたかの

森ナーサリースクールの分園、食堂エリア、送迎エリア、子育て支援センター、事務・調理室などに分かれている。また、ビルの1階

の中で、送迎バスが方向転換し、保育園児が乗り降りするなど、安全面も十分に配慮されている。

図2. おおたかの森送迎保育ステーションのバス昇降場



図3. 南流山送迎保育ステーションの正面と屋内



「南流山」は、街が出来上がった後に設置されたもので、占有面積は約150m<sup>2</sup>。約50名が会員登録している。バス専用の昇降場は無いが、駅前的大通りから1ブロック街中に入った所にあり、安全面の配慮がなされている。

送迎保育ステーションは、朝7時に開場するが、子ども達を受け入れるピーク時間帯は午前8時前後である。認可保育園への送迎では、運転手1人と保育士2人が同乗する。「幼稚園のようにバスに乗りたい」という保育園児の声も有り、バスによる送迎は概ね子ども達に人気があるようだ。(バスに酔い易い子どもには、ちょっと辛いかもしれない。)

保護者が子ども達を迎えに来るピーク時間帯は、午後6時頃である。都心で仕事を終えた後、流山市に直帰する人が増え、丁度、その位の時間帯が忙しくなっている。お迎えが遅い子には、午後8時に夜食を出す、最長午後9時まで延長保育するなど、共働き等の世帯には有り難い仕組みが用意されている。

また、流山市は、2009（平成21）年度から、安心子ども基金を活用し、新設9園、増改築3園、分園2園を整備し、定員総数約1,000人の保育所の整備に取り組んでいるが、流山市の保育所待機児童数は、2012（平成24）年4月1日時点で81人であり、更なる保育所の増設が急がれる。しかし、新興住宅地への新規住民流入が一段落した後5～6年も経つと、保育所へのニーズが激減する可能性がある。流山市では、中長期的な計画に基づき、特別養護老人ホームと保育所からなる複合施設（事務室と調理室を共有）を2012年7月1日に開設した。保育所が不要になれば、そのスペースを老人ホームに改築する計画である。

「おおたかの森」には、毎年10数件、多い時には20件を超える見学者があるが、前述の通り、ここはゼロ・ベースから設計・構築した理想型である。既存の施設を改造して送迎保育ステーションを作る場合、「南流山」の実績が参考になるかもしれない。

## コラム ライフ・キット神戸 ～世代間交流の新しい取組み～

「ただいま！」ランドセルを背負った小学生の元気な声がひときわ大きく響く。時刻は午後2時半。

その大きな声に「おかえり」と目を細めながら応えるお年寄りたち。

手を洗って準備が整った子どもたちが、教科書を持って音読をはじめると、じっと聞き入るように頷く高齢の女性。

その後ろのスペースでは、体を使って動物を表現し、当てっこクイズをして笑いあうお年寄りと子どもたち。

神戸市東灘区にある「ライフキット・神戸」は、高齢者のデイサービスセンターと学童保育を組み合わせた全国的にもまだ数少ないユニークな施設である。



代表の鋤田さんは、福祉の仕事に長年携わりながら、子育てもこなしてきた。

福祉現場で壁にぶつかったり、既存の学童保育の仕組みに限界を感じたりする中で、「こんなサービスがあれば」という思いがこみ上げていた。

そんな鋤田さんの背中を押したのが、働いていた高齢者施設で残業していた時のある出来事。認知症の女性が「お母さんは?」「ご飯食べた?」とごく自然に子どもを気遣う姿を見て、まさにこれだと思いつく。職員と利用者という立場ではなく、まさに人と人のやりとり。

普段の生活の中では接する機会の少ない高齢者と子どもが、同じ時間を共有することで、何かプラスが生まれるのではないかと。

その思いが「ライフキット・神戸」の立ち上げにつながった。

日々の関わり合いの中では、思いがけない効果にも気づく。

あるアルコール依存症のお年寄りは、医師からの忠告も聞き入れられず、なかなかお酒

がやめられなかった。しかしながら、あるとき「子どもが待ってるのにお酒の匂いはさせられない。」と、自然とお酒を止めたという。

医師や家族も驚くような嬉しい出来事。

お年寄りも子どもも一緒に過ごす時間の中で、自然と相手を思いやる心を持ち、寄り添う心が芽生える。その気持ちは誰かに教えられるものではなく、自らの経験でしか身につかないもの。

超少子高齢化、核家族化といった時代の流れの中で、また、昨今のSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の普及などによって、人と人とが顔を合わせることが少なくなり、人との関わり方を学ぶ機会は格段に減っている。

「ライフ・キット神戸」は、高齢者のデイサービスセンターと学童保育といった単なる施設としての役割を越え、お年寄りと子どもが日々の交流を通じて向き合い、お互いを思いやる温かい心を育む場として、重要な役割を担っている。

## 第4節 児童虐待、社会的養護の充実

### 1 児童虐待への取組みの推進

#### (1) 児童虐待の現状

児童虐待への対応については、2000（平成12）年11月に施行された児童虐待の防止等に関する法律（以下「児童虐待防止法」）が、その後、2004（平成16）年及び2007（平成19）年に改正され、制度的な対応の充実が図られてきた。しかし、重大な児童虐待事件が後を絶たず、全国の児童相談所での児童虐待に関する相談対応件数も増加を続け、2011（平成23）年度に5万9,919件になるなど、依然として社会全体で取り組むべき重要な課題である。

#### (2) 児童虐待防止対策の取組み状況

児童虐待は、子どもの心身の発達及び人格の形成に重大な影響を与えるため、児童虐待の防止に向けて、①虐待の「発生予防」から、②虐待の「早期発見・早期対応」、③虐待を受けた子どもの「保護・自立支援」に至るまでの切れ目のない総合的な支援体制を拡充していくことが必要である。

このため、

- ①発生予防に関しては、「乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）」、「養育支援訪問事業」、「地域子育て支援拠点事業」など、相談しやすい体制の整備
  - ②早期発見・早期対応に関しては、虐待に関する通告の徹底、児童相談所の体制強化のための児童福祉司の確保、市町村の体制強化、専門性向上のための研修やノウハウの共有、「要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）」の機能強化
  - ③保護・自立支援に関しては、社会的養護の質・量の拡充、家族再統合や家族の養育機能の再生・強化に向けた保護者支援の推進
- などの取組みを進めている。

また、2012（平成24）年4月には、児童虐待の防止等を図り、児童の権利利益を擁護する観点から、親権の停止制度を新設し、法人又は複数の未成年後見人を選任することができるようにするなどの措置を講ずるための改正民法が施行されるとともに、里親委託中等の親権者等がない児童の親権を児童相談所長が行うこととすることや、児童の福祉のために施設長等がとる監護等の措置について親権者等が不当に妨げてはならないこととするなどの措置を講ずるための改正児童福祉法が施行されている。

#### (3) 児童虐待防止に向けた広報啓発の取組み

児童虐待問題に対する社会的関心の喚起を図るため、2004（平成16）年から、11月を「児童虐待防止推進月間」と位置付け、関係府省庁、地方公共団体、関係団体等と連携した広報・啓発活動を実施している。2012（平成24）年度には、月間標語の公募、「子どもの虐待防止推進全国フォーラム」の開



児童虐待防止推進月間ポスター

催（北海道札幌市）、広報用ポスター等の作成・配布、政府広報を活用した各種媒体（インターネットテレビ、ラジオ、新聞広告等）で児童相談所全国共通ダイヤルの周知徹底を図るなど、広報啓発活動を実施した。また、民間団体が中心になって実施している「オレンジリボン・キャンペーン」を後援している。

## 2 社会的養護の充実

### (1) 社会的養護の基本的方向

社会的養護は、かつては、親のない、親に育てられない子どもを支援する施策であったが、現在では、虐待を受けた子どもや何らかの障害のある子どもを支援する施策へと変化しており、一人一人の子どもをきめ細やかに支援していけるような社会的資源として、その役割・機能の変化が求められている。

社会的養護が必要な子どもたちを社会全体で温かく支援していくことが必要であることから、厚生労働省では、2011（平成23）年1月から、「児童養護施設等の社会的養護の課題に関する検討委員会」を開催して、社会的養護の短期的課題と中長期的課題を集中的に検討し、同年7月に、同委員会及び社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会で、「社会的養護の課題と将来像」を取りまとめた。これに沿って、家庭的養護の推進、里親委託・里親支援の推進、施設運営の質の向上、親子関係の再構築の支援、自立支援の充実、子どもの権利擁護などを進めている。

### (2) 家庭的養護の推進

虐待を受けた子どもなど、家庭で適切に養育されない子どもに対しては、家庭的な環境の下で愛着関係を形成しつつ養育を行うことが重要である。原則として、家庭養護（里親、ファミリーホーム）を優先するとともに、児童養護施設等での施設養護についても、施設の小規模化や、地域分散化によりできる限り家庭的な養育環境に変えていく必要がある。

このため、里親手当の引上げや、里親に対する相談支援等を行う「里親支援機関事業」を実施するほか、2011（平成23）年3月に、里親委託優先の原則を明示した「里親委託ガイドライン」を策定した。さらに、2012（平成24）年度予算から、児童養護施設及び乳児院に里親支援専門相談員を配置しており、里親の孤立化防止など里親支援の体制を整備しながら、里親委託を推進していく。

施設では、ケア形態の小規模化を図るため、児童養護施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設を対象とした小規模グループケアの実施や、地域小規模児童養護施設の設置を進めている。2012年度予算から、地域小規模児童養護施設等を賃貸物件を活用して運営する場合に、賃借料の一部を措置費に算定できるようにするなどしている。また、2012年11月に通知を発出し、2015（平成27）年度からの15年間を推進期間とした計画を各施設（児童養護施設、乳児院）と各自治体において策定することとしており、地域の実情に即した計画的な取組みをお願いしている。

### (3) 年長児の自立支援策の拡充

社会的養護の下で育った子どもは、施設等を退所し自立するに当たり、保護者等から支援を受けられない場合が多く、その結果、さまざまな困難に突き当たることが多い。このような子どもたちが他の子どもたちと公平なスタートが切れるように自立への支援を進め

るとともに、自立した後も引き続き子どもを受け止めるような支援の充実を図ることが必要である。

このため、2009（平成21）年に施行された改正児童福祉法では、児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）について、都道府県等に実施を義務付け、費用を負担金で支弁することとした。

また、2010（平成22）年度から、施設を退所した後の地域生活及び自立を支援するとともに、退所した人同士が集まり、意見交換や情報交換・情報発信を行えるような場を提供する「退所児童等アフターケア事業」を実施している。

さらに、施設等を退所する子ども等に対しては、親がいない等の事情で身元保証人を得られないために就職やアパート等の賃借に影響を及ぼすことがないように支援することが必要である。このため2007（平成19）年度から、施設長等が身元保証人となる場合の補助を行う「身元保証人確保対策事業」を実施している。

2012（平成24）年度予算では、就職支度費、大学進学等自立生活支度費、就職に役立つ資格取得や講習の受講等のための特別育成費の改善を図り、進学や就職を支援している。2013（平成25）年度予算では、従来、安心こども基金で行ってきた、施設退所者等に対するソーシャル・スキルトレーニング等を行う、児童養護施設の退所者等の就業支援事業を当初予算で措置し、安定した事業運営ができるようにしている。

#### （4）社会的養護に関する施設機能の充実

2011（平成23）年6月に、児童福祉施設最低基準を改正し、児童養護施設等の居室の面積基準の引上げその他の改善を行った。また、施設運営の質を向上させるため、「社会的養護の課題と将来像」では、施設種別ごとの運営指針を策定するとともに、社会的養護の施設での第三者評価及び施設長研修を義務化することが盛り込まれた。これを受けて、2011年9月に省令を改正し、第三者評価及び施設長研修を義務付けた。

2012（平成24）年3月には、児童養護施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設の5つの施設運営指針のほか、里親及びファミリーホーム養育指針を策定するとともに、第三者評価の評価基準を策定した。

2012年度予算には、虐待を受けた子ども等の増加に対応し、ケアの質を高めるため、社会的養護の施設の児童指導員・保育士等の基本的な人員配置を、30数年ぶりに引き上げるためなどの予算を盛り込んだことから、2012年5月には省令について所要の改正を行った。

2013（平成25）年度予算では、従来、安心こども基金で行ってきた、各施設種別、職種別に行われる研修への参加促進等を支援する、児童養護施設等の職員の資質向上のための研修事業を当初予算で措置し、安定した事業運営ができるようにしており、引き続き、施設機能の充実を進めていくこととしている。

#### （5）被措置児童等虐待の防止

施設入所や里親委託などの措置がとられた児童等（被措置児童等）への虐待があった場合には、児童等を保護し、適切な養育環境を確保することが必要である。また、施設や事業者を監督する立場にある都道府県等は、不適切な施設運営や事業運営について、児童福祉法に基づき適切に対応する必要がある。

このため、2009（平成21）年に施行された改正児童福祉法では、

- ①被措置児童等虐待に関する都道府県等への通告や届出
- ②通告した施設職員等に対する不利益取扱いの禁止
- ③届出通告があった場合に都道府県等が講じるべき調査等の措置

等が規定された。これを受けて厚生労働省では「被措置児童等虐待対応ガイドライン」を作成し、被措置児童等虐待の防止に取り組んでいるところである。

## 第5節 子どもの貧困対策

子どもの相対的貧困率は、15.7%（2011（平成21）年）となっており、OECD34カ国中24位（2008年のOECDレポート）と高い水準になっている。

相対的貧困率は可処分所得のみで算定されていることから、この数字だけで貧困の状況すべてを測ることはできないが、子どもの貧困が解決しなくてはならない状況にあることがうかがえる。

このため、子どもがその生育環境に左右されることのないよう、貧困の状態にある子どもがすこやかに育成される環境を整備する必要があり、就学援助等の教育支援、保育や子育て支援の実施等の生活支援、ひとり親家庭等の就労支援、児童手当や児童扶養手当の支給などの経済的支援等を行っているところであり、引き続き進めていく。

また、2013（平成25）年6月に議員立法である「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が成立した。法律においては、国として子どもの貧困対策を総合的に推進する方針を明確に示すとともに、子どもの貧困対策を総合的・体系的に実施する大綱作成、関係閣僚により構成される子どもの貧困対策会議の開催等により、今後関係府省庁で連携して子どもの貧困対策について、総合的に取り組んでいく。

## 第6節 ひとり親家庭の総合的な自立支援の推進

### 1 ひとり親家庭を取り巻く状況

母子世帯数（未婚、死別又は離別の女親と、その未婚の20歳未満の子どものみから成る一般世帯）は、2010（平成22）年で75万5,972世帯になっており、父子世帯数（未婚、死別又は離別の男親と、その未婚の20歳未満の子どものみから成る一般世帯）は、同年で8万8,689世帯になっている<sup>\*1</sup>。

母子世帯になった理由別にみると、死別世帯が7.5%、生別世帯が92.5%になっている<sup>\*2</sup>。

就業の状況については、2011年には、母子家庭の母は80.6%が就業している。このうち、常用雇用者が39.4%、臨時・パートが47.4%になっている。一方、父子家庭の父は91.3%が就業しており、このうち常用雇用者が67.2%、事業主が15.6%、臨時・パートが8.0%になっている<sup>\*3</sup>。

\*1 総務省「国勢調査」2010年

\*2 厚生労働省「全国母子世帯等調査」2011（平成23）年

\*3 厚生労働省「全国母子世帯等調査」2011年

母子世帯の平均年間収入は291万円であり、児童のいる世帯の1世帯当たり平均所得金額658万1千円と比べて低い水準となっている。一方、父子世帯の平均年間収入は455万円であり、母子世帯より高い水準にあるが、300万円未満の世帯も43.6%になっている<sup>\*4</sup>。

## 2 ひとり親家庭の自立支援の取組み

母子家庭等に対する支援については、「母子及び寡婦福祉法」等に基づき、①保育所の優先入所等の子育て・生活支援策、②母子家庭自立支援給付金等の就業支援策、③養育費相談支援センターの設置等の養育費の確保策、④児童扶養手当の支給等の経済的支援策といった総合的な自立支援策を展開している（図表1-6-1）。

特に、母子家庭の母については、就業経験が少なかったり、結婚・出産等で就業が中断することにより、就職に困難を伴うことが多く、就職しても不安定な雇用条件にあることが多いことから、自立に向けた就業支援がとりわけ重要である。

このため、2012（平成24）年度には、

- ①マザーズハローワークをはじめ、全国のハローワークでのきめ細かな職業相談・職業紹介や、地方自治体が設置する母子家庭等就業・自立支援センターでの就業相談・講習会・就業情報の提供等の実施
- ②地方自治体とハローワークが締結した協定等に基づき、母子自立支援プログラム等を実施する福祉事務所等によって選定された母子家庭の母や父子家庭の父に対して、ハローワークと福祉事務所等の担当者からなる「就労支援チーム」を結成し、対象者のニーズ、経験及び適性等を的確に把握し、対象者の状況に応じて、個別求人開拓、トライアル雇用の実施や就職支援ナビゲーターによるマンツーマン支援等の就労支援を行う「福祉から就労」支援事業の実施
- ③就労経験が乏しい母子家庭の母等の職業的自立を促進するため、就職の準備段階としての生活講習を加えた「準備講習付き職業訓練」の実施
- ④看護師等の就業に結びつきやすい資格取得のために養成機関に通う際の生活費の負担軽減のための高等技能訓練促進費の支給や、在宅就業の環境整備への支援の実施
- ⑤企業における母子家庭の母等の雇い入れを促進するため、トライアル雇用を実施した事業主に対する試行雇用奨励金の支給や、継続して雇用する労働者として雇い入れた場合の特定求職者雇用開発助成金の支給

などの取組みを推進している。

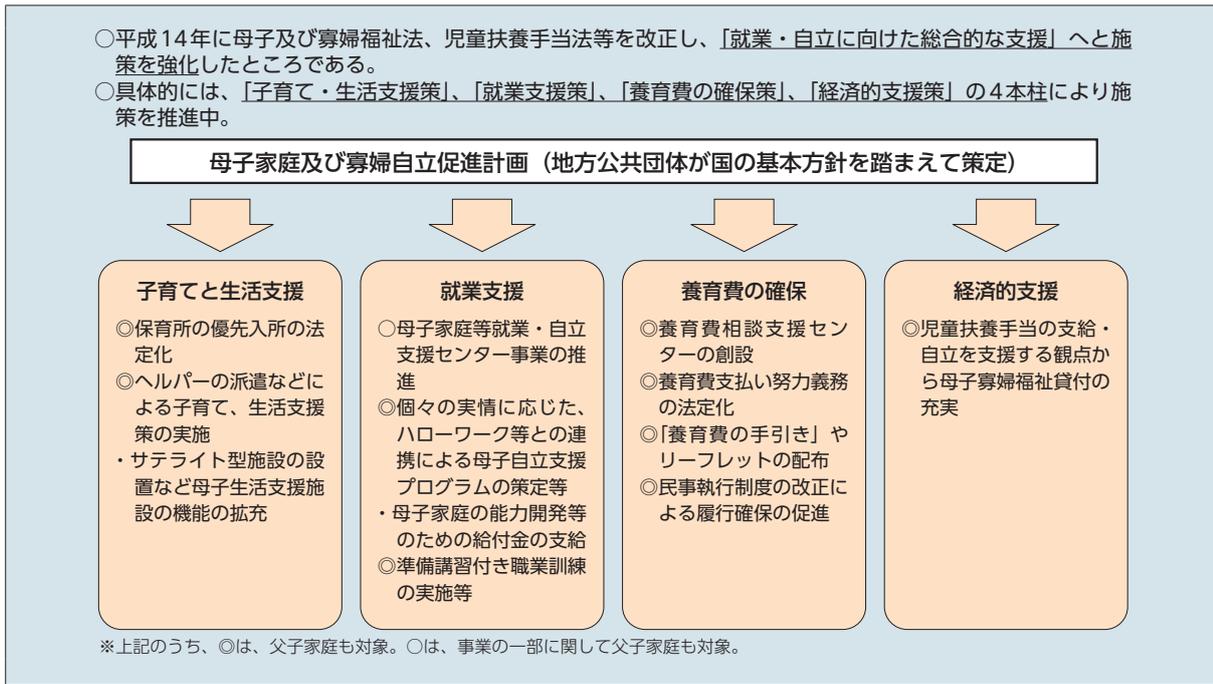
また、母子家庭等に対する経済的支援として、

- ①児童扶養手当の支給
- ②母子寡婦福祉貸付金による生活費や子どもの修学費等に対する貸付けを実施している。このうち、児童扶養手当については、「児童扶養手当法の一部を改正する法律」（平成22年法律第24号）の施行に伴い、2010（平成22）年8月より父子家庭も支給対象としている。

この改正児童扶養手当法附則におかれた施行後3年後の見直しに向けた検討規定に基づき、2013（平成25）年5月から、社会保障審議会児童部会ひとり親家庭への支援施策の在り方に関する専門委員会を開催し、ひとり親家庭への支援施策の在り方について検討している。

\*4 厚生労働省「全国母子世帯等調査」2011年、児童のいる世帯については厚生労働省「平成23年国民生活基礎調査」

図表 1-6-1 母子家庭の自立支援策の概要



## 第7節 母子保健医療対策の推進

### 1 「健やか親子21」の推進

「健やか親子21」は、21世紀の母子保健の取組みの方向性と目標を示し、関係機関・団体が一体となって推進する国民運動計画であり、2001（平成13）年から取組みを開始した。

2009（平成21）年度には、「『健やか親子21』の評価等に関する検討会」において第2回中間評価を行い、過去4年間の成果を踏まえながら、2014（平成26）年までの計画期間も見据え、今後重点的に取り組む方向性等を示した。2013（平成25）年度は、「『健やか親子21』の最終評価等に関する検討会」において最終評価を行い、更に次の計画の策定について検討する。

### 2 子どもの心の健康支援と慢性疾患対策等

様々な子どもの心の問題、被虐待児の心のケアや発達障害に対応するため、都道府県域における拠点病院を中核とし、各医療機関や保健福祉機関等と連携した支援体制の構築を図るとともに災害時の子どもの心の支援体制づくりを実施するため、「子どもの心の診療ネットワーク事業」を実施している。

入院を必要とする未熟児に対しては、その養育に必要な医療の給付等を行っており、2013（平成25）年度からは事務の実施権限が都道府県、政令市及び特別区から市区町村に移譲された。

また、子どもの慢性疾患の治療の確立・普及や児童の健全育成を図るとともに、患者家庭の医療費の負担軽減に資するため、小児がんなど特定の疾患（11疾患群）について、

医療費の自己負担分を補助する小児慢性特定疾患治療研究事業を実施している。この治療研究事業については、社会保障審議会児童部会の下に2012（平成24）年9月より設置された小児慢性特定疾患児への支援の在り方に関する専門委員会において、2013年1月に①公平で安定的な医療費助成制度の仕組みの構築、②研究の推進と医療の質の向上、③慢性疾患を抱える子どもの特性を踏まえた健全育成や社会参加の促進、家族に対する地域支援の充実を3本の柱とする「慢性疾患を抱える子どもとその家族への支援の在り方（中間報告）」が示された。この方向性を踏まえ、今後も引き続き、検討を進めていく。

これらのほか、先天性代謝異常の早期発見・早期治療のため、各都道府県で実施している新生児マス・スクリーニング検査について、タンデムマス法を用いた検査の普及を図っている。

### 3 妊婦の健康管理の充実と経済的負担の軽減

妊婦健康診査については、2008（平成20）年度第2次補正予算等で、必要な回数（14回程度）を受けられるよう支援の拡充を図り、その後も補正予算において必要額を確保し、2012（平成24）年度まで妊婦健康診査臨時特例交付金により、都道府県の基金事業を通じて支援した。また、2013（平成25）年度以降は、地方財源を確保し、地方交付税措置を講じることにより、恒常的な仕組みへ移行している。

加えて、2011（平成23）年4月以降の出産育児一時金制度については、引き続き、支給額を原則42万円にしている。また、出産育児一時金等を医療保険者から医療機関等に直接支給する直接支払制度については、医療機関等への支払いの早期化や、医療機関等における事務手続きの簡素化などの改善を行った。さらに、直接支払制度への対応が困難と考えられる小規模施設等については、受取代理の仕組みを制度化した。

なお、2012年度には、流産を2回以上繰り返す習慣流産など、いわゆる「不育症」についても、不妊専門相談センターに専門の相談員を配置して相談支援や普及啓発等を行っており、2013年度から相談員の配置日数を2週間に1回から1週間に1回に拡充している。

### 4 不妊に悩む夫婦への支援

不妊症の検査・治療等に関する情報提供や相談体制を強化するため、地域で中核的な役割を担う保健医療施設などで、専門医等が①不妊に関する医学的な相談や②不妊による心の悩みの相談などを行う「不妊専門相談センター事業」を実施している\*5。

また、体外受精及び顕微授精については経済的な負担が大きいため、2004（平成16）年度から、次世代育成支援の一環として、配偶者間のこれらの不妊治療に要する費用の一部を助成して、経済的負担の軽減を図っている。この助成事業については、2009（平成21）年度から給付額の治療1回当たり上限額を15万円まで、2011（平成23）年度から、1年度目の対象回数を年3回まで拡大するとともに（通算5年、通算10回を超えない）（2011年度支給実績：112,642件）、2013（平成25）年度には、一部助成単価の適正化を図っている。

さらに、2013年度は、新たに、年齢と妊よう性（生殖能力）の関係等について広く周知するため、不妊や妊娠に関する正しい知識の普及啓発を行うとともに、助成事業等の今後のあり方について検討するため、検討会を開催している。

\*5 2012（平成24）年度：61自治体

## 第8節 児童手当制度

児童手当制度については、「児童手当法の一部を改正する法律」(平成24年法律第24号)が、衆議院における一部修正が行われた上、2012(平成24)年3月に成立し、同年4月1日から新しい児童手当制度が施行された。

これにより、児童手当は、所得制限額(例:夫婦・児童2人世帯の場合は年収960万円)未満の方に対して、3歳未満と、3歳から小学生の第3子以降については児童1人当たり月額1万5千円、3歳から小学生の第1子・第2子と、中学生については児童1人当たり月額1万円を支給することになった。なお、所得制限額以上の方に対しては、特例給付として児童1人当たり月額5千円を支給することになった(所得制限は同年6月分から適用)。

図表 1-8-1 児童手当制度の概要

制度の目的	○家庭等の生活の安定に寄与する ○次代の社会を担う児童の健やかな成長に資する																												
支給対象	○中学校修了までの国内に住所を有する児童 (15歳に到達後の最初の年度末まで)	所得制限 (夫婦と児童2人)	○所得限度額(年収ベース) ・960万円未満																										
手当月額	○0~3歳未満 一律15,000円 ○3歳~小学校修了まで ・第1子、第2子: 10,000円 (第3子以降:15,000円) ○中学生 一律10,000円 ○所得制限以上 一律5,000円 (当分の間の特例給付)	受給資格者	○監護生計要件を満たす父母等 ○児童が施設に入所している場合は施設の設置者等																										
		実施主体	○市区町村(法定受託事務) ※公務員は所属庁で実施																										
		支払期月	○毎年2月、6月及び10月 (各前月までの分を支払)																										
費用負担	○児童手当等の財源については、国、地方(都道府県、市区町村)、事業主拠出金で構成されている。 事業主拠出金の額は、標準報酬月額及び標準賞与額を基準として、拠出金率(1.5/1000)を乗じて得た額。 ※事業主拠出金の一部を財源として児童育成事業(放課後児童クラブ等)を実施。																												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th colspan="2">被用者</th> <th colspan="2">非被用者</th> <th>公務員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">0歳~3歳未満</td> <td>特例給付(所得制限以上)</td> <td>国 2/3 地方 1/3</td> <td>国 2/3 地方 1/3</td> <td>国 2/3 地方 1/3</td> <td rowspan="2">所属庁 10/10</td> </tr> <tr> <td>児童手当</td> <td>事業主 7/15 国 16/45 地方 8/45</td> <td>国 2/3 地方 1/3</td> <td>国 2/3 地方 1/3</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">3歳~ 中学校修了前</td> <td>特例給付(所得制限以上)</td> <td>国 2/3 地方 1/3</td> <td>国 2/3 地方 1/3</td> <td>国 2/3 地方 1/3</td> <td rowspan="2">所属庁 10/10</td> </tr> <tr> <td>児童手当</td> <td>国 2/3 地方 1/3</td> <td>国 2/3 地方 1/3</td> <td>国 2/3 地方 1/3</td> </tr> </tbody> </table>				被用者		非被用者		公務員	0歳~3歳未満	特例給付(所得制限以上)	国 2/3 地方 1/3	国 2/3 地方 1/3	国 2/3 地方 1/3	所属庁 10/10	児童手当	事業主 7/15 国 16/45 地方 8/45	国 2/3 地方 1/3	国 2/3 地方 1/3	3歳~ 中学校修了前	特例給付(所得制限以上)	国 2/3 地方 1/3	国 2/3 地方 1/3	国 2/3 地方 1/3	所属庁 10/10	児童手当	国 2/3 地方 1/3	国 2/3 地方 1/3	国 2/3 地方 1/3
		被用者		非被用者		公務員																							
0歳~3歳未満	特例給付(所得制限以上)	国 2/3 地方 1/3	国 2/3 地方 1/3	国 2/3 地方 1/3	所属庁 10/10																								
	児童手当	事業主 7/15 国 16/45 地方 8/45	国 2/3 地方 1/3	国 2/3 地方 1/3																									
3歳~ 中学校修了前	特例給付(所得制限以上)	国 2/3 地方 1/3	国 2/3 地方 1/3	国 2/3 地方 1/3	所属庁 10/10																								
	児童手当	国 2/3 地方 1/3	国 2/3 地方 1/3	国 2/3 地方 1/3																									
財源内訳 (2013年度予算)	[給付総額] 2兆593億円 (内訳) 国負担分 : 1兆2,564億円 (1兆2,995億円) (2兆2,631億円) 地方負担分 : 6,282億円 (7,889億円) 事業主負担分 : 1,747億円 ※ ( ) 内の数字は公務員を含む																												
その他	○保育料は手当から直接徴収が可能、学校給食費等は本人の同意により手当から納付することが可能 (いずれも市町村が実施するかを判断)																												

## 第9節 仕事と育児の両立支援策の推進

### 1 現状

育児・介護期は特に仕事と家庭の両立が困難であることから、労働者の継続就業を図るため、仕事と家庭の両立支援策を重点的に推進する必要がある。

直近の調査では、女性の育児休業取得率が83.6%(2012(平成24)年度)になり、育児休業制度の着実な定着が図られつつある。しかし、第1子出産後も継続就業をしてい

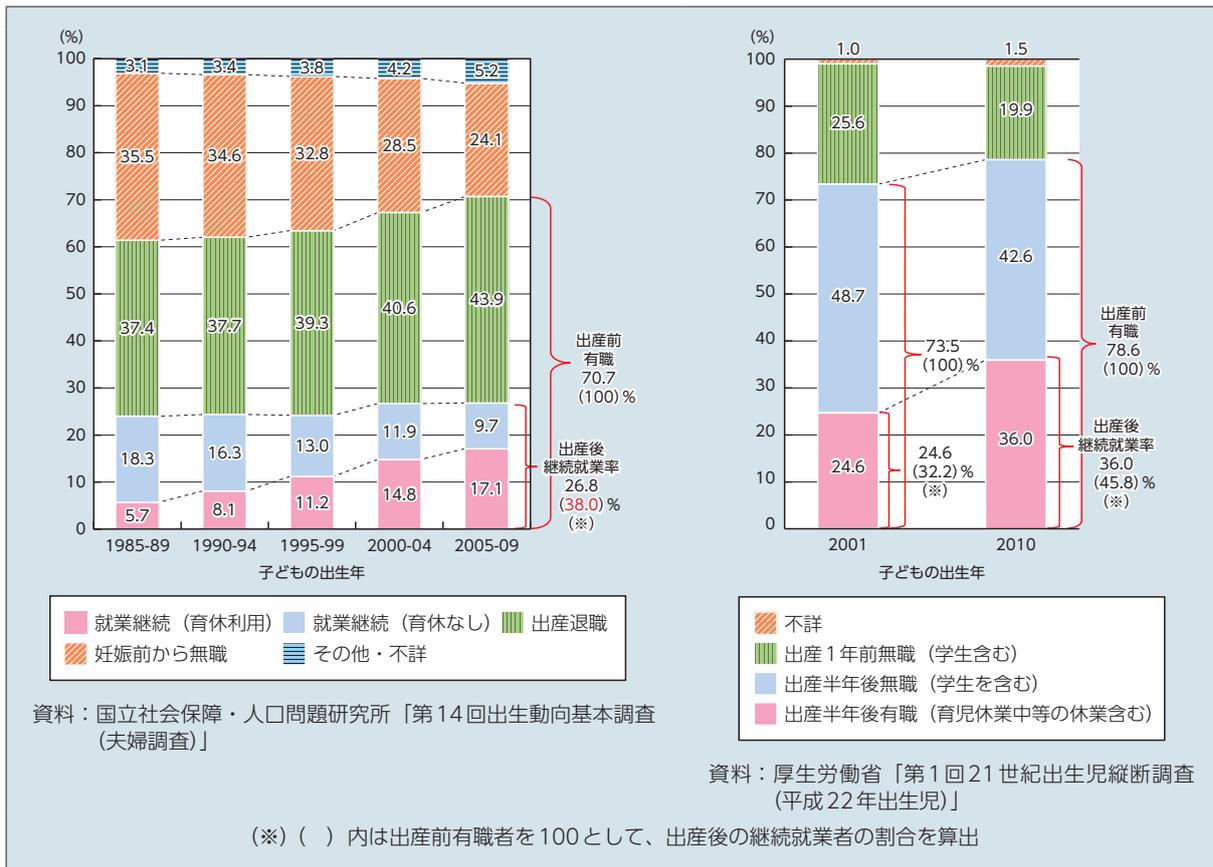
る女性は約4割にとどまっており、仕事と育児の両立が難しいため、やむを得ず仕事を辞めた女性も少なくない。

また、男性の約3割が育児休業を取得したいと考えているが、実際の取得率は1.89%（2012年度）にとどまっている。さらに、男性の子育てや家事に費やす時間も先進国中最低の水準である。こうした男女とも仕事と生活の調和のとれない状況が女性の継続就業を困難にし、少子化の原因の一つになっていると考えられる。

図表 1-9-1 育児休業取得率の推移



図表 1-9-2 女性の出産後の継続就業率



## 2 育児・介護休業法

こうした状況の中、男女ともに子育て等をしてしながら働き続けることができる環境を整備することを目的に、2009（平成21）年6月に育児・介護休業法の一部が改正され、短時間勤務制度の措置や所定外労働の免除の義務化のほか、父母がともに育児休業を取得する場合の休業期間の延長（パパ・ママ育休プラス）等、父親の育児休業取得を促進するための制度の導入等が盛り込まれた。また、これまで従業員数が100人以下の事業主に適用が猶予されていた短時間勤務制度、所定外労働の制限の制度及び介護休暇について、2012（平成24）年7月1日より全面施行された。

この育児・介護休業法の周知・徹底を図るとともに、法律に規定されている育児・介護休業や短時間勤務制度等の両立支援制度を安心して利用できる職場環境の整備を支援している。

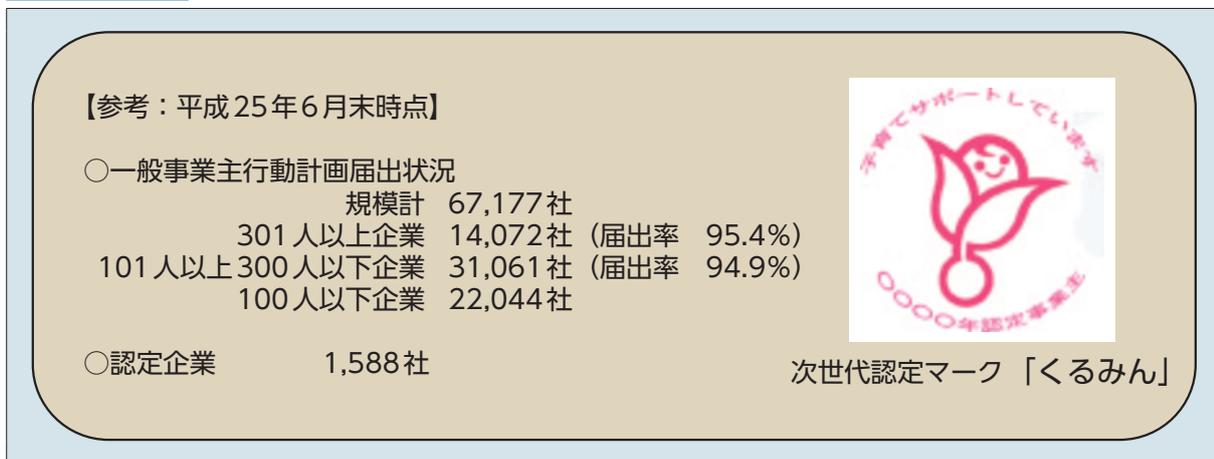
## 3 企業における次世代育成支援の取組み

次の世代を担う子どもたちが健やかに生まれ育つ環境をつくるために、次世代育成支援対策推進法（以下「次世代法」という。）に基づき、国、地方公共団体、事業主、国民がそれぞれの立場で次世代育成支援を進めている。

地域や企業の更なる取組みを促進するため、2008（平成20）年12月に次世代法が改正された。この改正法の施行により、2011（平成23）年4月1日から一般事業主行動計画（以下「行動計画」という。）の策定・届出等が義務となる企業は常時雇用する従業員数301人以上企業から101人以上企業へ拡大された。これを受けて次世代育成支援対策推進センター（行動計画の策定・実施を支援するため指定された事業主団体等）、労使団体及び地方公共団体等と連携し、行動計画の策定・届出等の促進を図っている。

また、適切な行動計画を策定・実施し、その目標を達成するなど一定の要件を満たした企業は厚生労働大臣の認定を受け、認定マーク（愛称：くるみん）を使用することができる。この認定制度及び認定マークの認知度を高めるため、認定企業の取組事例や認定を受けるメリット等を積極的に紹介するとともに、2011年6月に創設された認定企業に対する税制上の措置<sup>\*6</sup>を周知し、認定の取得促進を図っている。

図表 1-9-3 企業における次世代育成対策推進の取組み状況



\*6 2011（平成23）年4月1日から2014（平成26）年3月31日までの期間内に開始する各事業年度において次世代法に基づく認定を受けた企業は、認定を受けた日を含む事業年度終了の日において有する建物等のうち、認定を受ける対象となった行動計画の計画期間開始の日から認定を受けた日を含む事業年度終了の日までの期間内に取得・新築・増改築をした建物等について、普通償却限度額の32%の割増償却ができる。

#### 4 仕事と家庭を両立しやすい環境整備の支援

育児や家族の介護を行う労働者が働き続けやすい雇用環境の整備を行う事業主を支援するため、両立支援助成金を支給している。

○事業所内保育施設設置・運営等支援助成金

労働者のための事業所内保育施設を設置・運営等したとき

○子育て期短時間勤務支援助成金

子育て期の労働者が利用できる短時間勤務制度の導入・利用促進に向けた取組を行い、利用者が出たとき

○中小企業両立支援助成金

・代替要員確保コース

育児休業取得者に対し、代替要員を確保し、原職等に復帰させたとき

・休業中能力アップコース

育児又は介護休業者が円滑に職場に復帰できるよう、能力開発及び向上に関するプログラムを実施したとき

・継続就業支援コース（2012（平成24）年度まで実施、2013（平成25）年度は経過措置）

育児休業取得者を原職等に復帰させ、一年以上継続して雇用するとともに、両立支援制度を利用しやすい職場環境の整備のため、研修を実施したとき（※初めて育児休業を終了した労働者が2011（平成23）年10月1日以降2013年3月31日までに出た事業主が対象）

・期間雇用者継続就業支援コース

育児休業を終了した期間雇用者を原職等に復帰させ、6か月以上継続して雇用するとともに、両立支援制度を利用しやすい職場環境の整備のため、研修を実施したとき（※育児休業を終了した期間雇用者が2013年4月1日以降2016（平成28）年3月31日までに出了事業主が対象）

また、インターネットで設問に答えると自社の「仕事と家庭の両立のしやすさ」を点検・評価することができる両立指標や両立支援を積極的に取り組んでいる企業の取り組み等を掲載したサイト「両立支援のひろば」\*7、企業の両立支援の進捗状況に応じた取り組みのポイントと様々な企業の具体的な取り組み事例をまとめた「ベストプラクティス集」による効果的・効率的な情報提供等により、仕事と家庭の両立に向けた企業の自主的な取り組みを促進している。

さらに、仕事と育児・介護等との両立支援のための取り組みを積極的に行って成果を上げている企業に対し、公募で「均等・両立推進企業表彰」を実施し、その取り組みを広く周知することにより、労働者が仕事と家庭を両立しやすい職場環境の整備を促進している。

そのほか、父親の子育てと仕事の両立支援については、2010（平成22）年6月30日の改正育児・介護休業法の施行と合わせて、育児を積極的にする男性「イクメン」を広めるため、「イクメンプロジェクト」を開始した。本プロジェクトは、参加型の公式サイトでの運営やハンドブックの配付等により、男性が育児をより積極的に楽しみ、かつ、育児休業を取得しやすい社会の実現を目指している。

\*7 「両立支援のひろば」ホームページ <http://www.ryouritsu.jp/>

## コラム

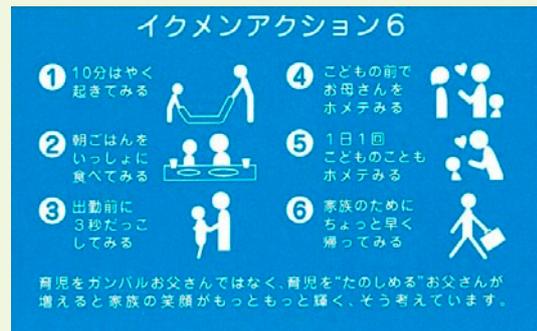
男性の育児を小さな一歩から大きな一歩へ  
～NPO法人イクメンクラブ～

「イクメン」という言葉はすでにかなり一般的な言葉として認知されているが、この言葉を大きく広めるきっかけとなった団体がある。それが「NPO法人イクメンクラブ」である。2006年に結成されたこの団体は、まだ男性の育児がそれほど大きく取り上げられていなかった当時から男性の育児への関わり方について様々なメディアを通じて提言を行ってきた。その後「イクメン」という言葉は急速に広まっていき、男性による育児参加に対する意識もそれに伴って大きく変化していった。そして2010年には、厚生労働省がその名を冠した「イクメンプロジェクト」をスタートするに至る。民間ベースの活動が国を動かしたといえるだろう。

ところで父親の育児参加というと、ともすれば「どのくらい長期の育児休暇を取得するか」「家事をどの程度分担すれば貢献しているといえるか」など、相当の努力をしないと育児に参加しているとはいえない、といった、父親に対して非常に厳しい考えになりがちであるが、イクメンクラブはもちろんそういった育児への大きな貢献を目指すことはよいこととしつつも、まずは肩肘の張らない小さなところからだんだんと育児に参加していくことを提言している。その一つの例として、イクメンクラブのホームページには、「まずは、小さな一歩から！～イクメン多様性の3原則～」と題して、3つの原則が示されている。

**くらべない = 自分流に誇りをもとう！**  
**こもらない = 父親同士でつながろう！**  
**よくばらない = できることから始めよう！**

周り自分とを比べ、これをしなければいけない、あれもしなければいけないと悩むよりは、まず自分の出来る小さな一歩から初めていき、そしてだんだんとその歩幅を大きくしていくことを提唱しているのである。



参考図1: 「イクメンアクション」として、ちょっとしたところから育児に楽しく参加していくための、いくつかのきっかけとなる行動を示している。

現在、男性も女性も働き方や生活のスタイルが多様化していく中で、定まった形の育児の姿を目指すことは難しい。それぞれの父親が、それぞれの仕事や生活の形にあった形で子供に接していくことによって、父親にとっても子供にとっても、そして母親にとっても笑顔の多い家庭となることだろう。また働き方の多様性をすすめ、ワークシェアリングがよりスムーズに行えるような社会を目指していくことも重要な点である。

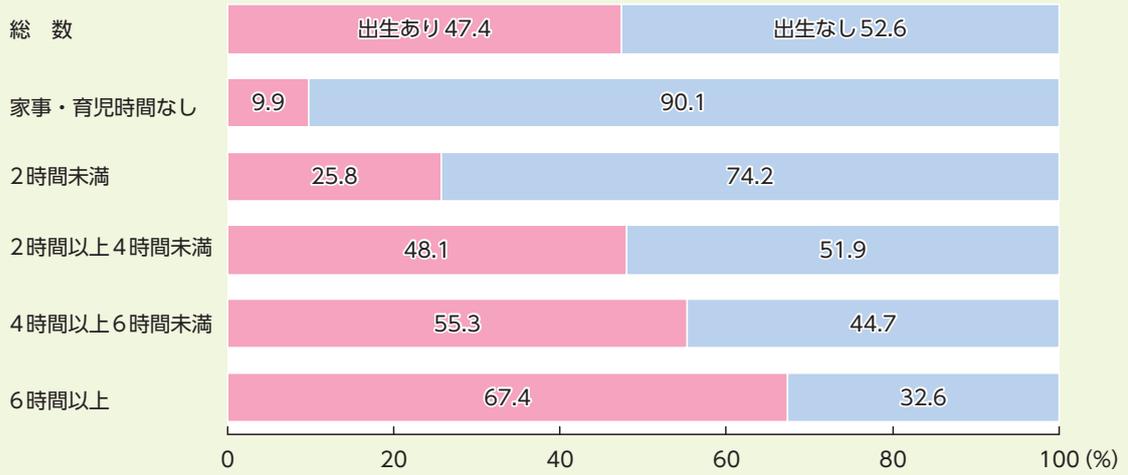
またもちろん、男性の育児参加においてはパートナーとの話し合いが重要なポイントとなる。ここ近年「イクメン」という概念が広まった一方で、そのとらえ方についてパートナー間で相違が生まれることも珍しいことではなくなってきた。イクメンクラブでは、男親だからこそ担うことができる役割とは何かを考えつつ、世の中の父親に向けて、家庭内外での交流を深めつつ、自分らしい育児を一つ一つ行動に移していく手助けをしている。

夫の休日の家事・育児参加時間の長さや、2人目以降の子供の出生状況には密接な関係があることが調査により明らかになっている。男性が無理なく育児に参加していくことによって、父親・母親・子供のすべてが幸せな家庭を築いていけるような社会へと日本を変化させていくためにも、このような民間ベースでの活動が今後も非常に大きな役割を果たしていくだろう。

参考：イクメンクラブホームページ

<http://www.ikumenclub.com/>

参考図2：夫の休日の家事・育児時間別にみたこの8年間の第2子以降の出生の状況



出典：21世紀成年人者縦断調査（厚生労働省）